

# 納期限内納付のご協力をお願いします

市税は私たちが安心して健康な暮らしをするために、重要な役割を持っています。福祉や保険といった社会保障、ごみ処理、教育、道路整備など、さまざまな事業を進めるうえで、非常に大切な財源です。

安中市においては、大多数の皆さんが納期限内に納付いただいております。納期限内に納めない人がいると、財源不足となり住民サービスに支障をきたすことになるうえ、納期限内に納税している人との公平性を欠くこととなります。市税の納め忘れのないよう、皆さんのご協力をお願いします。

## 便利で確実な口座振替（自動払込）をおすすめします

「口座振替（自動払込）」は皆さんが指定した預貯金の口座から、市税・保険料などを自動的に振り替えて納付するものです。一度申し込みすると、毎年自動的に引き落としになるため、納め忘れがなく安心確実に納期限日に納付できます。

納税のためにお出かけいただく手間が省けますので、日頃お忙しく時間の取れない人や、納付場所まで行くことが困難な人にはとても便利で安心できるシステムです。

### ◎口座振替ができる市税・保険税など

市県民税（普通徴収）	固定資産税
軽自動車税	国民健康保険税
介護保険料	後期高齢者医療保険料
市営住宅使用料	下水道使用料
保育料	学校給食費
秋間みのりが丘地域し尿処理施設使用料	

### ◎口座振替ができる金融機関など

群馬銀行	群馬県信用組合
東和銀行	碓氷安中農業協同組合
みずほ銀行	しのめ信用金庫
中央労働金庫	ゆうちょ銀行

※ゆうちょ銀行については、学校給食費の口座振替（自動払込）の手続きはできません。

### ◎口座振替（自動払込）に関するQ&A

Q1.申し込みはどのようにしたらよいのですか？

A1.下記の金融機関の本・支店に申込用紙を提出してください。通帳・届出印・納税通知書などが必要となります。

市内の各金融機関各支店には申込用紙が備えつけてあります。市外の支店で申し込みする際は、事前に市役所へお問い合わせください。

Q2.引き落としはいつからですか？

A2.申し込みをした月の翌月の末日の納期限分からです。

Q3.納期限日に入金し忘れてしまいました。

A3.再振替はできませんので、後日送付される「督促状兼振替不能通知」にて現金で納付してください。

Q4.固定資産税の納付義務者が亡くなりました。

A4.口座が凍結してしまうため、後日送付される納付書にて現金で納付してください。

不動産の相続が完了し、新たな納付義務者が決まりましたら再度口座振替の申し込みをしてください。

## 専用はがきでも口座振替の申し込みができるようになりました

平成25年度から、市県民税などの市税の口座振替の申込みが、専用はがきでもできるようになりました。専用はがきは、現金納付されている人の固定資産税・市県民税（普通徴収）・国民健康保険税の納税通知書に同封されています。必要事項を記入・押印し、シール紙を貼り合わせ、郵便ポストに投函するだけで、いつでも申し込みができます。口座振替は、納め忘れの心配も無く、たいへん便利で安全・確実な方法です。ぜひご利用ください。

対象税目	市県民税・軽自動車税 固定資産税・国民健康保険税
取 扱 金融機関	群馬銀行、東和銀行、しのめ信用金庫、 群馬県信用組合、中央労働金庫の本・支 店、碓氷安中農業協同組合東部・西部支 所、ゆうちょ銀行（郵便局）

※みずほ銀行は対応していません。

※金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局）の窓口には提出できません。

## 納税が困難な人は、一人で悩まず放置せず、早めに相談を

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情や、多重債務などにより市税の納期ごとの納付が困難な場合は、一人で悩まず、放置せずに、早めにご相談ください。一括納付が難しい場合には、分割納付に応じることもできます。まずは、納付できない理由をお聞かせください。

### ●夜間納税相談窓口

市役所開庁時間に納税相談ができない人のために、下表納期限日に夜間窓口を開設しています。

開設日	9月30日(月)	時間	午後8時まで
	10月31日(木)		
	12月2日(月)	場所	困 収 納 課
	12月25日(水)		

問合せ▶困収納課収納整理係（☎内線1082・1084）、収納管理係（☎内線1081）